

(平成24年10月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係

2 件

北海道国民年金 事案 2285 (事案 674 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から40年3月まで

昭和43年12月頃、私が営んでいた店を訪れた市の集金人に、未納となっていた私の国民年金保険料を納付したので、保険料の未納はないものと考えていた。しかし、申立期間の保険料が未納とされており、保険料を納付していたことを認めてほしいと申し立てたが、申立ては認められなかった。

今回、新たな資料として、「講習受講票（郵便はがき）」及び「免許証」を提出するので、再度、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、昭和43年12月頃に申立期間の国民年金保険料を集金人に遡って納付したと主張するが、申立期間の保険料は、既に時効により納付することができなかったこと、ii) 申立期間当時の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、保険料を遡って納付したとする時期は特例納付できる期間ではなかったこと、iii) 申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと等を理由として、既に、当委員会の決定に基づく平成20年12月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「講習受講票（郵便はがき）」及び「免許証」を提出し、申立期間の国民年金保険料を納付したことは間違いないと主張するが、これらの資料は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料とは認められず、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、56年4月から62年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から53年12月まで
② 昭和56年4月から62年3月まで

私は、結婚を契機に昭和53年頃国民年金に加入し、私と妻の国民年金保険料の納付及び各種届出については、私が全て行っていた。

妻は、申立期間①の国民年金保険料が納付済み、申立期間②の保険料が免除になっているのに、私の両申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和53年頃、結婚を契機に国民年金に加入した。」と述べているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年9月19日に払い出されたことが確認できる。

また、同払出簿により、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月1日に払い出されていることが確認できるが、同払出簿では、妻の国民年金手帳記号番号の前後に申立人の氏名は見当たらず、オンラインで氏名検索を行っても、申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立人は、62年9月頃に初めて国民年金の加入手続を行い、その際に48年5月23日まで遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認でき、当該加入手続を行った時点では、申立期間①は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行った昭和62年9月の時点において、申立期間②は前年度以前の期間であり、当該期間の国民年金保険料について、遡って免除を申請することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立期間②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。